

新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組状況について

昨年12月に開催された「第4回2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事安全衛生対策協議会」以降の「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組」状況について、以下のとおり、報告いたします。

発注者名：独立行政法人日本スポーツ振興センター
1. 作業従事者の健康管理体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・6月より、熱中症予防・対応の一環として、健康相談室に常駐する看護師を1名増員し、2名体制としている。 ・東京産業保健総合支援センターの医師より、下請事業者に対し、健康管理に関する講話を実施した。 <p>第1回（3月16日）：テーマ「働く人の健康管理」 第2回（9月12日）：テーマ「働く人の労働安全衛生～健診の意味するもの」</p>
2. 時間外労働の短縮化の促進について
<ul style="list-style-type: none"> ・現場内詰所の原則20時閉所を徹底するとともに、下請事業者には作業従事者の静脈認証による入退場記録を提供し、労働時間の適正な把握への活用を促進する取組を継続的に実施。
3. 日常的な健康管理の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者に対し、作業開始前に作業従事者の体調の確認を行い、体調不良の場合には、健康相談室の活用等を要請する取組を継続的に実施。
4. ストレスチェックの実施の促進
<ul style="list-style-type: none"> ・7月30日、31日に、下請事業者の安全衛生責任者などを通じて当日入場の作業員に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（厚生労働省）を配布し、作業員によるストレスチェックの実施を促し、高ストレス判定時には健康相談室又は地域産業保健センター等の活用を勧奨。 ・併せて、健康相談室に、常時、ストレスチェックの関連資料を完備。
5. その他（熱中症対策等）
<p>①（1.～4.について）昨年11月以降、毎月の災害防止協議会において、下請事業者に対し、「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組」を周知。</p> <p>②熱中症予防の主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製氷機等を備えた施設を現場内各所に整備し、スポーツ飲料、塩飴等を提供。 ・空調機器を完備した休憩室や送風機・ミストファン等を現場内各所に整備。 ・暑さ指数（WBGT）を計測・管理し、現場内に熱中症の警戒レベルを表示。 <p>③4月に、第1回快適職場認定（（一社）日本建設業連合会）において、「快適職場（プラチナ）」に認定。</p>

新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組について

労災事案を受けて、各事業者における法令遵守の徹底を前提としつつ、元請事業者においても、下請事業者に対し、主として、以下の健康管理に係る取組を講じる。

1. 作業従事者の健康管理体制の整備

現場内に健康支援施設(健康相談室)を設置し、看護師を常駐させるとともに、医師等を配置。また、電話等による健康相談窓口(無料)の設置。さらに、地域産業保健センター等※の協力により、下請事業者への健康管理等に関する講話等を実施 ※小規模事業場等に、産業保健サービスを提供する国の予算事業

2. 時間外労働の短縮化の促進

現場内詰所の原則20時閉所を徹底するとともに、各下請事業者に作業従事者の入退場記録を提供し、労働時間の適正な把握への活用を促進

3. 日常的な健康管理の促進

各下請事業者に対し、作業開始前に作業従事者の体調の確認を行い、体調不良の場合には、健康相談室の活用等を要請

4. ストレスチェックの実施の促進

各下請事業者に対し、朝礼時に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(厚生労働省)等を配布することやストレスチェックの実施を促進。高ストレス判定の場合には、地域産業保健センターによる面接指導の受診などを勧奨

➡ JSCは、元請事業者より、上記の健康管理対策等の実施状況を聴取し、2020オリパラ大会施設工事安全衛生対策協議会に報告